

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針

株式会社カインドケア

1 基本方針

株式会社カインドケア（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じる必要がある。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定める。

2 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- ① 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする
- ② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ③ 委員会は、概ね6月に1回以上（年2回以上）開催。かつ感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

3 感染症対策委員会の主な役割

- ① 感染症対策マニュアルの作成、見直し
- ② 感染症等の防止対策に関する資料の収集と全職員への周知
- ③ 感染症発生時の行動マニュアル(BCP)等の作成
- ④ 感染症対策に関する研修・訓練の企画、実施（年1回以上）

3 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

（1）新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修

感染症の予防のための研修を年1回以上実施する。

(3) 訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

4 感染症・食中毒の予防・まん延防止の対策

- (1) 手洗い、手指消毒、うがいの励行
- (2) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等）の使用
- (3) 事業所内の衛生管理、清潔の保持のため、定期的な整理整頓、清掃、消毒の実施
- (4) 感染性廃棄物等を扱う場面には細心の注意を払い、適切な方法で対処する

5 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- (1) 利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

6 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
 - ・生活空間、動線の区分け
 - ・消毒
 - ・ケアの実施内容、実施方法の確認
 - ・濃厚接触者への対応
- (3) 区市町村への報告
- (4) 保健所及び医療機関との連携(報告、指示を仰ぐ)
- (5) 関係者への連絡

7 指針の閲覧

本指針は、だれでも自由に閲覧できるよう事業所に備え置く